⑵　減損の認識に至った経緯

令和７年10月末に最後の入居者が退居し、職員宿舎としての用途を廃止した。今後は処分を検討しているが、当該資産の回収可能サービス価額は帳簿価額を下回ると見込まれたため、減損を認識した。

⑶　減損額のうち、損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳　（単位：円）

区　　分	土　　地	計
損益計算書に計上した金額		
損益計算書に計上していない金額	38,949,999	38,949,999
計	38,949,999	38,949,999

⑷　回収可能サービス価額

回収可能サービス価額として正味売却価額を採用している。正味売却価額は、当該土地が立地条件等により売却が困難であり、また処分に係る費用の発生が見込まれることから、備忘価額としている。

②　池戸宿舎団地

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（池戸宿舎Ａ棟、Ｂ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　木田郡三木町大字池戸字四角寺1239―２
帳簿価額　17,416,709円

⑵　減損の認識に至った経緯

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っており、職員宿舎として用途廃止を決定し新規入居の募集を停止しているため、今後の稼働率上昇の見込みがないと判断し、減損を認識した。

⑶　減損額のうち、損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳　（単位：円）

区　　分	建　　物	計
損益計算書に計上した金額		
損益計算書に計上していない金額	17,416,683	17,416,683
計	17,416,683	17,416,683

⑷　回収可能サービス価額

回収可能サービス価額として使用価値相当額を採用している。使用価値相当額は、稼働率の上昇見込みがないことを理由に減損を認識しているため、備忘価額としている。

２．減損の兆候が認められたもの

①　旧女子寮用敷地

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　旧女子寮用敷地
種　　類　土地
場　　所　高松市西宝町２丁目12―12
帳簿価額　31,583,000円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

令和元年度に市場価格に合わせて減損処理を行っているが、その後も遊休状態であるため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、今後の有効活用を検討しており、市場価格についても昨年度から変動がないため、減損の認識には至らないと判断した。

②　高松町宿舎Ｂ棟

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（高松町宿舎Ｂ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　高松市高松町2284―１
帳簿価額　26,342,715円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、現在も職員宿舎として使用していること及び新規採用、異動等により使用稼働の可能性が見込まれることから、減損の認識には至らないと判断した。

③　前田東町宿舎Ｃ棟

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（前田東町宿舎Ｃ棟）
種　　類　建物及び構築物
場　　所　高松市前田東町505―２
帳簿価額　12,098,993円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造住宅用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、現在も職員宿舎として使用していること及び新規採用、異動等により使用稼働の可能性が見込まれることから、減損の認識には至らないと判断した。

④　オリーブＳＴＵＤＥＮＴハウス

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　住宅建物（オリーブＳＴＵＤＥＮＴハウス）
種　　類　建物及び建物附属設備
場　　所　高松市幸町１―１
帳簿価額　2,829,792円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造寄宿舎用建物については、稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、今後も引き続き課外活動等において学生が利用又は宿泊する施設として使用するため、減損の認識には至らないと判断した。

⑤　ＲＩ実験施設

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　　途　研究建物（ＲＩ実験施設）
種　　類　建物及び建物附属設備
場　　所　木田郡三木町大字池戸2393
帳簿価額　28,674,816円

⑵　減損の兆候の概要、認識に至らなかった根拠

鉄筋造研究用建物については、所管部局においてＲＩ施設としての利用を終了することを決定し、当期は廃止作業を実施していることから稼働率が50％を下回っているため、減損の兆候があると判定した。しかしながら、その他部局での活用を今後検討していく状況にあるため、減損の認識には至らないと判断した。